

試験対策講座  
『行政法〔第4版〕』  
追加・訂正表

●目次	
●本になされた訂正・変更箇所 .....	2
【1刷から2刷】（2017年6月30日更新） .....	2
●HP上のみによる訂正・変更箇所 .....	4
【2015年11月2日更新】 .....	4
【2016年10月3日更新】 .....	4

**●本になされた訂正・変更箇所**

【1刷から2刷】(2017年6月30日更新)

**●3頁 下から12行目**

「権利・利益を制限」を「国民の権利・利益を制限」と訂正する。

**●27頁 下から6～5行目**

「2002(平成17)年に行政機関個人情報保護法が制定された」を「2002(平成14)年に行政機関個人情報保護法が制定され、2005(平成17)年には全面施行された」と訂正する。

**●30頁 16～17行目**

「再調査の請求の場合」を「再調査の請求における判断」と訂正する。

**●32頁 下から13行目**

「国または地方公共団体」を「国または公共団体」と訂正する。

**●50頁**

13行目「組合、財産区、および地方開発事業団」を「組合および財産区」と訂正する。

図2-4最終行「地方開発事業団」を削除する。

**●61頁 下から12行目**

「法律による行政の原理の民主主義的意義」を「日本国憲法の採用する民主主義の理念」と訂正する。

**●62頁 14行目**

「法律による行政の原理の民主主義的意義」を「民主主義の理念」と訂正する。

**●84頁 図4-5 四角囲みの最終行**

「規則……各庁、委員会」を「規則……長、委員会」と訂正する。

**●90頁 下から8行目**

「行政の効果を否定」を「行政行為の効果」と訂正する。

**●94頁 下から7行目**

「義務付加行為」を「義務賦課行為」と訂正する。

**●195頁 図5-1の表題**

「処分基準の設定・公表義務」を「設定・公表義務の比較」と訂正する。

**●248頁 下から9～8行目**

「不作為に対して、処分庁または不作為庁以外の行政庁に対し」を「不作為について、審査庁に対し」と訂正する。

**●268頁 下から19行目と18行目の間に以下を挿入する。**

「個人的利益を保護することを目的として行政権の行使に制約を課していることにより保障」

**●270頁 4行目**

「異議申立て」を「再調査の請求」と訂正する。

## 試験対策講座『行政法〔第4版〕』

- 287頁 下から10行目  
「公訴が提起」を「控訴が提起」と訂正する。
  - 341頁 下から13行目  
「Bに売り渡し引渡しもすませている」を「Bに売り渡したうえで引渡しもすませている」と訂正する。
  - 351頁 図6-21 3行目  
「裁決がされないこと」を「裁決がされること」と訂正する。
  - 374頁 11行目  
「財産権を侵害した場合に、その損失」を「財産権を侵害したことによって生じた損失」と訂正する。
  - 414頁 12～13行目  
「客観的事情によるものといえないものであるなら」を「客観的事情によるものでないかぎり」と訂正する。
  - 424頁 12行目  
「侵害すなわち侵害行為」を「侵害すなわち侵害的行政行為」と訂正する。
  - 427頁 下から10行目、下から6行目  
「行政権の濫用」を「裁量権の濫用」と訂正する。
  - 441頁 17行目  
「支持できない。」を「妥当ではない。」と訂正する。
  - 442頁  
13～16行目を以下に差し替える。  
「この点について、「重大な損害が生ずるおそれ」とは、処分がされることにより生ずるおそれのある損害が、処分がされた後に取消訴訟等を提起して執行停止の決定を受けることなどにより容易に救済を受けることができるものではなく、処分がされる前に差止めを命ずる方法によるのでなければ救済を受けることが困難なものであることをいうと解する。
  - あてはめ●  
本件では、Yによる監督処分によって、みずからの費用で行った盛土が除去され、更に野菜の栽培が不可能になる。このような損害は、事後的に回復することが著しく困難であるといえるので、処分がされる前に差止めを命ずる方法によるのでなければ救済を受けることが困難なものである。したがって、「重大な損害が生ずるおそれ」が認められる。
- 最終行 末尾に「、最判平成24年2月29日百選Ⅱ214事件」を挿入する。

**●HP上のみによる訂正・変更箇所**

【2015年11月2日更新】

**●72頁 下から7行目～4行目**

「3章で学んだ行政裁量も、」から始まる文を削除し、以下に差し替える。

「行政立法は、行政活動の前提として基準とすべき法規範そのものを行政機関に定立させることで、行政機関に裁量を認めるものであるということが出来る。これに対し、本章3節で学ぶ行政裁量は、現に活動する段階での行政機関の裁量の余地を認めるものである。」

【2016年10月3日更新】

**●256頁 下から19行目と18行目の間に以下の文を補う。**

「個人的利益を保護することを目的として行政権の行使に制約を課していることにより保障」

**●270頁 4行目**

「異議申立て」を「再調査の請求」と訂正する。